



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 高砂熱学工業株式会社  
 (コード番号 1969 東証第 1 部)  
 代 表 者 役職名 取締役社長  
 氏 名 大内 厚  
 問合せ先責任者 役職名 取締役副社長  
 経営管理本部長  
 氏 名 島 泰光  
 TEL (03) 6369-8212  
 (URL <http://www.tte-net.co.jp>)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催の第 135 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、必要に応じて、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第25条(社外取締役の責任免除)および第30条(社外監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、第25条(社外取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 日程

本件を付議する株主総会開催日および効力発生日 平成27年6月26日(金)

#### 3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 } (省略) 第24条 (社外取締役の責任免除)	第 1 条 } (現行通り) 第24条 (取締役の責任免除)
第25条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第 1 項の損害賠償責任に関し、同法第425条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。	第25条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第 1 項の損害賠償責任に関し、同法第425条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第26条 } (省略) 第29条 (社外監査役の責任免除)	第26条 } (現行通り) 第29条 (監査役の責任免除)
第30条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第 1 項の損害賠償責任に関し、同法第425条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。	第30条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、同法第423条第 1 項の損害賠償責任に関し、同法第425条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第31条 } (省略) 第37条	第31条 } (現行通り) 第37条

以上